

春風秋霜

江利川毅 県立大理事長



今月4日、パリ協定が発効した。

パリ協定とは、国連気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）が昨年12月に採択した。2020年以降の地球温暖化対策の枠組みを取り決めた協定である。温暖化による気温上昇を産業革命前と比べ2度より低く抑え、1.5度未満を努力目標としている。

■公害対策の先進国

主要排出国を含む全ての国が具体的な削減目標を申告し、5年ごとにレビューを受け、5年ごとに世界全体の状況を把握し、削減目標を見直していく。

批准国の排出量の合計が55%に達すれば発効する。世界最大の

パリ協定の発効

排出国中国と第2位のアメリカが9月に批准を発表し、インド、EU等々が批准し、11月4日に発効となった。日本は残念ながら少し遅れて、11月8日に批准

硫黄酸化物による大気汚染、都市河川はメタンガスが噴き出るような水質汚濁状況であった。大学卒業の1970年当時、厚生省が公害問題を担当していた。幸運なことに、公害部の属する局に配属され、入省2年目から産業廃棄物の規制に係ることになった。75年には環境庁に出向し、大気汚染への対応に取り組んだ。排煙中の硫黄酸化物は90%以上削減し、新たに

スによるオゾンホールの問題、温室効果ガスによる地球温暖化の問題が出現した。もちろん、開発途上国などでは依然として公害問題が起ころっており、その対策は当然講じていかなければならない。加えて、企業活動や生活の利便性増大などによりさまざまな物質が環境に放出され、地球環境に思わぬ影響が出てきたのである。近年の世界各地での異常気象は地球温暖化の

では、開催国日本の努力もあって、先進国の削減目標を明確に規定した「京都議定書」が採択され、世界全体での温室効果ガス削減に大きな一歩を踏み出した。しかしながら、中国を含む途上国は対象とならず、アメリカは離脱するなど、初期の目的を十分果たしたとは言いがたい。

加速すべき温暖化対策

手続きを完了した。

窒素酸化物の規制に取り組み始めた。排煙脱硫装置とか排水浄化装置とか公害防止技術も格段に進み、公害対策先進国と言いうるようになった。いわゆる大気汚染はひと山越えたという状況になっていった。

影響であるとする意見が強い。92年、国連で、大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させることを究極の目的とする「国連気候変動枠組条約」を採択し、

議定書から18年ぶりの国際合意で、1996年の条約加盟国・地域で、1996年の条約加盟国・地域

の全ても必要である。わが国は、批准は遅れたけれど、国民社会挙げての取り組みの実績を示し、途上国を支援し、先進国に範を示して、目標達成に大きな役割を果たしたものである。

私的なことに触れて恐縮だが、私が国家公務員を志望したのは、環境を破壊し健康を損なう公害問題の解決に取り組みたいと思つたからである。高度経済成長が続く中で公害問題が深刻化し、水俣病やイタイイタイ病、四日市ぜんそく、工業地帯での

近年の異常気象

だいたいだから、フロンガ

に京都で開催された気候変動

温室効果ガスの排出量を50年までに半減するという長期目標を

（次回は12月19日付）